

7 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- 大学入学共通テスト出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病，症状の悪化等）のために受験上の配慮を希望する者には，申請に基づき大学入試センターで審査の上，「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に準じた受験上の配慮事項を決定します。
- この申請は，申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。

提出書類：【B】診断書(原本) (→53～62 ページ)

※ 「【B】診断書」には，発症等の時期及び希望する配慮事項が必要な理由を必ず明記してもらってください。

申請先：受験票の「問合せ大学」欄に記載された大学（以下「問合せ大学」という。）

- 申請方法等：
- ①志願者本人又は代理人が「問合せ大学」に事前連絡の上，**令和7年1月15日(水)17時までに「受験票」及び上記「【B】診断書(原本)」を持参してください。**
 - ②「問合せ大学」の窓口にある申請書に必要な事項を記入して申請してください。
 - ③「問合せ大学」から回付された書類を大学入試センターで審査し，決定した配慮事項を「受験上の配慮事項決定通知書」により志願者に通知します。

- 注意事項：
- ・出願後の不慮の事故等により受験上の配慮を希望する場合には，「受験票」が届き次第速やかに申請してください。
なお，試験直前の申請や，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する配慮が行えないことがあります。
 - ・障害等の程度や希望する配慮事項によっては，十分な審査を行うため，大学入試センターから，「【B】診断書」以外に追加で書類等の提出を求める場合があります。
 - ・申請時期が期限直前などの理由で，「受験上の配慮事項決定通知書」等が試験前日までに届かない場合，大学入試センターから審査結果について電話で連絡します。

【申請から受験上の配慮事項の決定・通知，受験までの流れ】

